

検証結果報告書の概要

第1 概況（報告書第1・第2）

1 検証の視点

- 捜査・公判上の問題点及び反省点の抽出・分析・検討
⇒ 今後の適正な検察権行使のために講ずべき方策の検討
※ 原告代理人弁護士から、法的観点からの意見等を聴取

2 捜査・公判・国賠訴訟の概要

- 捜査：警察からの事件相談以降、公訴提起までの捜査状況等
- 公判：公訴取消しまでの公判前整理手続の経過、保釈請求への対応状況等
- 国賠：判決概要（検察官の勾留請求及び公訴提起について国賠法上違法）等

第2 問題点・反省点（報告書第3）

1 警察からの事件相談について（報告書 32 p）

○ 問題点

警視庁公安部に対し、一定の補充捜査事項の指摘はしていたが、消極証拠の確認や、事案の実態を正確に把握すること等が不十分であった

○ 反省点

本件要件ハ該当性等に疑念を生じさせるようなX社関係者の供述等について、明確に伝達されることがなかったという事情があったものの、以下の点が適切に行われていなかった

- ・ 警視庁公安部の保有している消極証拠に関する情報がないかを確認し、あれば検察官に提供するよう求めること
- ・ 立件された先例はなく、本件省令等の解釈に関する司法判断は示されていなかったのであるから、関係法令の内容・解釈を把握するよう努めること
- ・ 事案の実態を正確に把握するため、X社があえて不正輸出をする動機について確認し、必要な補充捜査事項を指摘すること
- ・ 本件各噴霧乾燥器がどのような生物兵器製造等に転用可能であったかなどを確認すること
- ・ 逮捕の方針の是非も含め、捜査の方針を慎重に検討すること

2 主任検察官の交代に伴う事件の引継ぎについて（報告書 34 p）

○ 問題点

前任の検察官から後任の起訴検察官に対し、一定の引継ぎはされたが、問題意識や補充捜査事項に関する引継ぎは、確実には行われていなかった

た

○ 反省点

後任者に事件を引き継ぐ場合には、当該事件の問題点や警察に指示等した補充捜査の内容等について、確実に伝達し、後任の検察官としても必要に応じて前任の検察官による検討状況を確認等することが重要であるのに、引継ぎが確実にには行われていなかった

3 法令解釈（本件要件ハ捜査機関解釈を採用したこと）について（報告書 34 p）

○ 問題点

本件要件ハ捜査機関解釈の妥当性を含め、本件各噴霧乾燥器が規制対象貨物に該当すると思われる旨の経産省の回答が信用性のあるものと判断した

○ 反省点

- ・ 本件では、本件要件ハの解釈等が重要な捜査事項であったことなどから、関係法令の制定経緯や国際的な規制との異同等について慎重に検討するため、検察官自ら経産省に確認するなどの捜査を行うことがより適切であった
- ・ 関係法令の趣旨及び内容を正確に把握して解釈し、必要な捜査を十分に行った上で、本件各噴霧乾燥器の本件省令該当性を慎重に判断することが不十分であった

4 本件要件ハ該当性判断における消極証拠の評価について（報告書 36 p）

○ 問題点

起訴検察官は、各事件の逮捕後には、本件各噴霧乾燥器の最低温箇所について疑義を唱えるX社従業員が複数いたことを、応援検察官の報告により把握していたが、これらの消極証拠について、信用性は乏しいと判断した

○ 反省点

- ・ 警察による温度測定実験結果の証拠価値を的確に評価していれば、前記消極証拠は再実験等の補充捜査を行う契機となったものと考えられ、実験結果という客観証拠の証拠価値を適切に評価することが十分になされていなかった
- ・ 供述変遷の合理性を検討するに当たっては、変遷が不合理か否かをより慎重に判断すべきであり、消極証拠の信用性について慎重な検討をせず、その裏付け捜査に至らなかった
- ・ 最低温箇所について疑義を唱える者がいることの報告を受けた第一次決裁官である公安部副部長としては、起訴検察官に対し、その供述

の信用性を慎重に検討するよう指示する必要があった

5 公判担当検察官の対応について（報告書 38 p）

○ 問題点

有罪と認められる嫌疑があると判断し、公訴維持を前提とした対応を行っていた

○ 反省点

当時の証拠関係や各公判担当検察官の認識等を前提とすれば、各公判担当検察官において、上記対応を行っていたことも、やむを得なかった面があったことは否定し難いが、振り返ってみれば、本件各公訴提起時における客観的構成要件該当性に関する証拠関係は、必ずしも強固なものとは言い難く、弁護人から温度測定結果の証拠請求がされた以降は、決裁官に報告・相談するなどして、より早期に適切な測定方法の実験等の補充捜査を実施することが望ましかった

6 保釈請求への対応について（報告書 42 p）

○ 問題点

故意及び共謀に関する罪証隠滅のおそれがあると判断して、各保釈請求に対して一貫して反対意見を述べた

○ 反省点

- ・ 本件については、C氏の病状が生命に直接関わり得る重篤なものであることを容易に把握できたのであるから、必要に応じて弁護人とも連絡を取り合いつつ、拘置所に対し、拘置所内における診察・治療の状況等について照会・確認するなどの必要があった
- ・ 遅くとも、C氏が進行胃癌の診断を受けたこと等が保釈請求書に明示された令和2年10月19日の保釈請求以降においては、C氏の病状等を的確に把握し、その病状等を考慮しつつ、より具体的に罪証隠滅のおそれの有無や程度等を検討した上、保釈の必要性・相当性について判断し、保釈請求に対してあえて反対の意見を述べないこととするなどの柔軟な対応をとることが相当であった

7 決裁官の関与について（報告書 47 p）

(1) 捜査段階

○ 問題点

消極証拠について、公安部副部長には報告されていたが、より上位の決裁官等に報告されず、決裁官等から、方針に影響を与えるような指摘はされなかった

○ 反省点

- ・ 第一次決裁官であった公安部副部長において、自身も把握していた証拠関係等に照らして、起訴検察官の報告内容と同様の証拠評価をし、それ以上に十分な問題意識を持てていなかった
- ・ より上位の決裁官等についても、問題点について把握できるように努め、より慎重な姿勢で決裁等に臨むことが望ましかった

(2) 保釈請求への対応

○ 問題点

公判部副部長は、C氏の病状等を踏まえたより慎重な検討をしていなかった

○ 反省点

公判部副部長も、保釈の必要性・相当性について、主任検察官と同様、具体的な検討をより慎重に行うべきであり、必要に応じて、より上位の決裁官に報告した上で、指導を仰ぐなどの対応をとるべきであった

第3 適正な検察権行使のために検察全体として取り組むべき事項（報告書第4）

○ 上記問題点・反省点等を踏まえ、一層適正な検察権行使を確保する観点から、最高検においては、以下の取組を実施する。（報告書 54 p）

- 1 最高検検事が本検証報告書等を教材として各地の検察官に説明を行うキャラバンの実施
- 2 各検察官の研修における本検証結果を踏まえたカリキュラムの実施
- 3 行政法規違反の事案における法令解釈に関する通知の発出
- 4 保釈請求への対応に関する通知の発出
- 5 本検証結果を踏まえた改善状況につき東京地検からの定期的なヒアリング
- 6 勾留中の被告人等の病状等に関する検察庁及び拘置所等との連絡体制の強化に関する通知の発出
- 7 参与会への報告、意見の聴取

○ 東京地検においては以下の取組を実施する。（報告書 55 p）

- 1 全検察官を対象とした勉強会
- 2 東京地検公安部・警視庁公安部との定期的な意見交換会
- 3 総括審査担当検察官の関与

以上